

【第 1 問】

問 1 正解 1

1. × 不適切。税理士資格を有していない F P は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な相続税額を計算するなど税理士業務を行うことができない。ただし、一般的な税法の解説や資料の提供にとどめるのであれば、相談料金を受け取っても良い。
2. ○ 適切。社会保険労務士資格を有していない F P は、社会保険労務士の独占業務はできないが、顧客の「ねんきん定期便」等の資料から公的年金の受給見込み額を試算するなど、一般的な公的年金制度や社会保険制度の説明を行うことは可能である。社会保険労務士の独占業務とは、労働者名簿や賃金台帳の作成などの「書類作成業務」や、雇用保険等の社会保険の加入・脱退などの「提出手続代行業務」などである。
3. ○ 適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていない F P は、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。金融商品取引法で定める投資助言・代理業を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。運用報告書の記載内容について説明を行うことは可能である。

問 2 正解 3

(ア) を求める：402万円 ∴正しい

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の給与収入（本人）} : 390 \times (1 + 0.01)^3 = 401.817 \dots$$

→402（万円、万円未満四捨五入）

(イ) を求める：795万円 ∴正しい

$$\text{年間収支} = \text{その年の収入合計} - \text{その年の支出合計}$$

$$2026 \text{ 年の年間収支} : 486 - 425 = 61$$

→61（万円、万円未満四捨五入）

(ウ) を求める：1,232万円 ∴誤り

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023 \text{ 年の金融資産残高} : 1,160 \times (1 + 0.01) + 60 = 1,231.6$$

→1,232（万円、万円未満四捨五入）

【第2問】

問3 正解 3

1. × 不適切。正しくは、ノーロード型である。
2. × 不適切。正しくは、運用管理費用である。
3. ○ 適切。

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料	投資信託の購入時に支払う費用。購入時手数料が徴収されない <u>ノーロード型</u> と呼ばれる投資信託もある。投資信託を購入する際に投資家が販売会社に支払う。
<u>運用管理費用</u> 信託報酬	運用のための費用や情報開示のための資料作成・発送、資産の保管・管理などの費用として徴収される。信託財産の残高から日々、差し引かれる。運用期間中、信託財産から間接的に差し引かれる運用管理にかかる費用などをまかなう。運用会社・販売会社・信託銀行の3者で配分される。
<u>信託財産留保額</u>	投資家間の公平性を保つために、一般的に、解約の際に徴収される。投資信託によっては差し引かれないものもある。

問4 正解 2

1. ○ 適切。決済用預金2,500万円は全額保護される。決済用預金の3要件は、「①利息がつかない②預金者が払戻しをいつでも請求できる③決済サービスを提供できる」である。
2. × 不適切。円定期預金や利息の付く円普通預金などの一般預金等は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度により保護される。外貨預金は保護の対象外である。
3. ○ 適切。円預金は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度により保護される。したがって、円定期預金500万円と円普通預金200万円の合算額700万円は全額保護される。

問5 正解 2

1. ○ 適切。株価収益率（P E R）で比較した場合、MX株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）より割安である。

$$P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純利益}}$$

$$MX株式会社のP E R = \frac{4,500\text{円}}{685} = 6.569\cdots\text{倍} \rightarrow \underline{6.57\text{倍}}$$

∴日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）のP E Rは12.62倍であるから、MX株式会社の株価の方が割安である。

2. × 不適切。株価純資産倍率（P B R）で比較した場合、MX株式会社の株価は東証プライム全銘柄の平均より割安である。

$$P B R（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純資産}}$$

$$MX株式会社のP B R = \frac{4,500\text{円}}{5,150\text{円}} = 0.873\cdots\text{倍} \rightarrow \underline{0.87\text{倍}}$$

∴東証プライム全銘柄の平均P B Rは1.18倍であるから、MX株式会社の株価の方が割安である。

3. ○ 適切。配当利回り（単純平均）で比較した場合、MX株式会社の配当利回りは東証グロース全銘柄の単純平均（予想ベース）より高い。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$MX株式会社の配当利回り（\%） = \frac{150\text{円}}{4,500\text{円}} \times 100 = 3.333\cdots\% \rightarrow \underline{3.33\%}$$

∴東証グロース全銘柄の単純平均（予想ベース）は0.32%であるから、MX株式会社の配当利回りの方が高い。

【第3問】

問6 正解 3

甲土地の建築面積の最高限度を算出するために、基礎となる敷地面積を求める。建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。資料の土地が面している市道は幅員3メートルのため「セットバック」を要する。

道路の中心線から2m後退させると、敷地内0.5m^{*}は道路とみなして門や塀なども構築することはできない。

$$\ast 3\text{m} \div 2 = 1.5\text{m}、2\text{m} - 1.5\text{m} = 0.5\text{m}$$

$$\therefore \text{敷地面積} = 20\text{m} \times (15 - 0.5)\text{m} = \underline{290\text{m}^2}$$

問7 正解 1

購入金額（消費税を含んだ金額）を求める。建物には消費税がかかるが、土地には消費税がかからない。消費税率は10%として計算する。

建物：2,000万円×（1+0.1）=2,200万円

土地：3,000万円

合計：2,200万円+3,000万円=5,200万円

【第4問】

問8 正解 3

誠二さんは、2022年中に初めてがん（膵臓がん、悪性新生物）と診断され、がんの治療で42日間入院し、がんにより病院で死亡した。入院中には手術（給付倍率20倍）を1回受けている。2022年中に支払われる保険金および給付金は、合計（ア 3,620,000円）である。

《解説》

がんによる入院42日間・給付倍率20倍の手術、がんにより病院で死亡しているため、下記の給付金を受け取ることができる。

入院給付金：入院1日目から1日につき10,000円

がん診断給付金（初めて診断）：200万円

手術給付金：1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

がんによる死亡給付金：入院給付金日額の100倍

- ・入院給付金 10,000円×42日間=42万円
- ・がん診断給付金 200万円
- ・手術給付金 10,000円×20倍=20万円
- ・がんによる死亡給付金 10,000円×100倍=100万円
- ・給付金合計 42万円+200万円+20万円+100万円=362万円

問9 正解 3

選択肢	契約	契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
1. 不適切	契約A	夫	夫	妻（死亡保険金）	<u>相続税</u>
2. 不適切	契約B	夫	妻	子（死亡保険金）	<u>贈与税</u>
3. 適切	契約C	夫	夫	夫（満期保険金）	<u>所得税（一時所得）</u> <u>住民税</u>

問10 正解 1

1. ○ 対象になる。国内外を問わず、「急激・偶然・外来」の事故について補償の対象である。
2. × 対象にならない。地震・噴火・津波は地震保険で補償されるため対象外である。
3. × 対象にならない。原動機付自転車（原付バイク）運転中の賠償事故は、自動車保険の対物賠償で補償される。個人賠償責任保険は補償の対象外である。

【第5問】

問11 正解 2

1. × 不適切。控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。妻の聡美さんの給与所得金額は100万円であるため、控除対象配偶者ではない。したがって、昭雄さんは38万円を控除することができない。
2. ○ 適切。長男の幸一さんは21歳で所得がないため、特定扶養親族である。昭雄さんは63万円を控除することができる。
3. × 不適切。一般の扶養親族は16歳以上である。二男の浩二さんは14歳であるため、一般の扶養親族ではない。したがって、昭雄さんは38万円を控除することができない。

【扶養控除の控除額】

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上）		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		63万円
老人扶養親族 （70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

問12 正解 2

杉野さんは67歳であるため、65歳以上の区分の速算表を使って計算をする。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{雑所得の金額} &= \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} \\
 &= 300\text{万円} - 110\text{万円} \\
 &= \underline{190\text{万円}}
 \end{aligned}$$

【第6問】

問13 正解 1

本問において、第一順位の相続人がいないため、第二順位の相続人である母：智子さんが相続人となる。したがって、民法上の相続人は、妻：夏美さん、母：智子さんである。すでに死亡している父：宏明さんは民法上の相続人ではない。法定相続分は、妻：夏美さん2/3、母：智子さん1/3である。

問14 正解 3

【長谷川さんの回答】

「贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、贈与があった日において、配偶者との婚姻期間が（ア 20）年以上であること等の所定の要件を満たす必要があります。また、贈与税の配偶者控除の額は、最高（イ 2,000）万円です。」

《解説》

【贈与税の配偶者控除について】

対象となる贈与	居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与
婚姻期間の要件	贈与者である配偶者との婚姻期間が <u>20</u> 年以上であることが必要
申告要件	一定の事項を記載した贈与税の申告書を提出することが必要
控除額	基礎控除110万円とは別に、最高 <u>2,000万円</u>

問15 正解 2

公正証書遺言は、遺言者が遺言内容を口述し、（ア 公証人）が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成することを原則とし、その作成に当たっては、（イ 2人）以上の証人の立会いが必要とされる。なお、公正証書遺言については、家庭裁判所による検認が（ウ 不要）とされている。

《解説》

種類	自筆証書遺言※ ²	公正証書遺言※ ³	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	<u>2人</u> 以上の証人が必要	
<u>家庭裁判所</u> の検認	必要※ ¹	<u>不要</u>	必要

※1 遺言書保管所に保管する場合は不要。なお、法務局に保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」も検認の必要がない。

※2 自筆証書遺言は、証人が不要であり、単独で作成できる。

※3 公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い遺言である

【第7問】

問16 正解 3

＜川野家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	3,400
普通預金	120	負債合計	3,400
定期預金	100		
投資信託	40		
上場株式	110	[純資産]	(ア 485)
生命保険（解約返戻金相当額）	15		
不動産（自宅マンション）	3,500		
資産合計	3,885	負債・純資産合計	3,885

【バランスシートの作成の手順】

設例のデータ [保有財産（時価）] [負債残高] から、川野家の資産合計と負債合計を求める。

バランスシートを作成すると、資産合計は3,885万円、負債合計は3,400万円となる。

「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も3,885万円となる。純資産を求める。

$$\begin{aligned}
 \text{純資産} &= \text{資産合計} - \text{負債合計} \\
 &= 3,885\text{万円} - 3,400\text{万円} \\
 &= \underline{485\text{万円}}
 \end{aligned}$$

問17 正解 2

今後10年間で毎年24万円ずつ積立貯蓄をして、潤さんの教育資金を準備したいと考えている。年利1.0%で複利運用しながら積み立てる。

10年後の積立金額は、「毎年の積立貯蓄額×年金終価係数」で求められる。

$$24\text{万円} \times 10.462 \text{ (1.0\%・10年の年金終価係数)} = 2,510,880\text{円} \quad \therefore 251\text{万円}$$

問18 正解 2

高額療養費制度は、病院等の窓口で支払う1カ月あたりの自己負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が払い戻される制度である。保険診療に係る総医療費は80万円である。恭平さんの標準報酬月額が「38万円」であるから、表の算式を使って医療費の自己負担限度額を求める。

- 医療費の自己負担限度額＝80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％
＝80,100円＋（800,000円－267,000円）×1％
＝85,430円
- 病院窓口で支払った金額＝総医療費×30％
＝800,000円×30％
＝240,000円
- 高額療養費＝病院窓口で支払った金額－医療費の自己負担限度額
＝240,000円－85,430円
＝154,570円

問19 正解 3

育児休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料は、事業主を通じて申し出ること、被保険者・事業主両方の負担分が免除される。なお、将来の年金額を計算する際は、免除期間中も被保険者資格は変更されることなく、保険料を納めた期間とみなして、年金額に反映する。したがって、選択肢3が適切である。

問20 正解 2

＜青山さんの説明＞

リバランスとは、時間の経過とともに運用当初に決めた（ア 配分比率）がずれて、当初目的とした投資効果が薄れてしまうことを回避する方法の一つです。恭平さんが資金の追加や削減を行わない場合、投資信託①を（イ 10万円分売却）して、投資信託②を（ウ 10万円分購入）すると、運用当初の（ア 配分比率）になります。

《解説》

購入時の時価において配分比率は、「投資信託①：投資信託②＝1：1」である。現在の時価40万円を同じ配分比率にリバランスするには、「投資信託①：投資信託②＝20万円：20万円」になるように売却と購入を行えば良い。

したがって、

投資信託①30万円を20万円にするためには、10万円分売却する。

投資信託②10万円を20万円にするためには、10万円分購入すれば良い。

選択肢2. の「15万円分売却」は、不適切である。